

## 国プロ

——その基本的な仕組みと留意点——

熱 田 勉\*  
田 村 佳 恵\*\*

**抄 録** 国プロは、国の資金を活用して社会的に影響のある研究開発を行うことができる点で、企業や研究機関にとって魅力的な制度です。一方で、その公的性格から厳格なルールが設けられており、企業における通常の開発委託や共同開発とは異なるルールに従った対応が求められることがあります。本稿では、国プロの基本的な仕組みを説明するとともに、その経費処理や知的財産に関する留意点を解説しています。

### 目 次

1. はじめに
2. 国プロとは
3. 経費に関する留意点
4. 知的財産に関する留意点
  4. 1 国プロから生じた知的財産権の帰属
  4. 2 知的財産マネジメント
5. データマネジメント
6. おわりに

## 1. はじめに

科学技術イノベーションは我が国の成長戦略の重要な柱と位置付けられており、国プロ（本稿における「国プロ」の範囲については2章(1)で定義します）は、我が国の技術、経済の発展に資することが期待されています。

国プロを遂行するためには、その公的性格に鑑みて、企業における通常の開発委託や共同開発とは異なる制度やルールが設けられていることを理解し、それらに基づいた適切な対応が必要となります。

筆者らは、国プロの契約や事務処理を支援す

る業務を行っており、本稿では、その知見をもとに、国プロの基本的な仕組みや国プロ特有の留意点を解説しています。本稿が国プロに関する理解の促進に資することを期待します。

## 2. 国プロとは

### (1) 国プロの定義

「国プロ」という言葉は、使用する人によって想定している定義が異なることがあります。広義の国プロには、国からの請負により行う事業等のビジネスも含まれますが、本稿では、「国プロ」を「国が委託または補助（制度によっては「助成」と言う）をする研究開発プロジェクト」と定義します。その上で、委託制度を対象として解説しています。

なお、「委託」は国等の委託元が、自ら行うべき事業の実施を企業等に委任するものである一方、「補助」は企業が行う事業で公益性があ

\* 富士通株式会社 法務・知財・内部統制推進本部  
知財R&D推進統括部 Tsutomu ATSUTA

\*\* 富士通株式会社 法務・知財・内部統制推進本部  
知財R&D推進統括部 Yoshie TAMURA

るものに対して国等がその費用の一部を補助するものです。

## (2) 国プロの受託経路・体制

国プロの受託経路は、中央省庁から直接委託を受ける場合だけではなく、ファンディングエージェンシー（研究資金配分機関）となる国立研究開発法人等からの委託や、それらから受託した企業や大学からの再委託等、様々なケースがあります。また、それに係る契約関係についても、制度や実施体制に応じて様々なタイプがあります。複数の企業や大学等が共同で参加するプロジェクトにおいては、国との委託契約とは別に締結する契約等（共同研究契約、コンソーシアム規約、知的財産取扱規程、再委託契約等）も発生し、その中で知的財産の利用条件を定める場合もあります。そのため、応募検討段階で、参加するプロジェクトの実施体制や契約関係、自社の責任範囲等を十分確認しておく必要があります。当該国プロで取得したもの以外の知的財産の実施許諾を要求する制度もあるため（4章参照）、社内の知財部門にも関連部門と連携した対応が求められます。

## 3. 経費に関する留意点

### (1) プロジェクトの実施と経費の検査

国プロを実施した際には、プロジェクトの成果を報告することが求められます。また、その経費の支払いを受けるためには、計上した経費について委託元の検査を受ける必要があります。国プロの実施決定から支払いを受けるまでの一般的な流れを図1に示します。



図1 国プロの一般的な流れ

### (2) 実施計画と成果報告

国プロの研究開発は、研究計画を記載した実施計画書に基づいて実施されます。そのため、受託者が実施計画書を作成するにあたっては、研究の内容や手順を十分に検討したうえで、当該国プロの研究開発の範囲を明確に記載する必要があります。当該国プロで行う事項以外が混在している等、研究開発の範囲の記載が不明確であると、国プロとしての研究成果の範囲が不明確になり、支給される経費の範囲にも争いが生じる可能性があるため、注意が必要です。

プロジェクト終了後には、研究開発の成果を記載した成果報告書の提出が求められます。複数年度に跨るプロジェクトでは、年度ごとに成果報告を求められるのが通常であり、中間での目標達成状況等の評価の結果によって、予算削減やプロジェクト終了となる場合もあります。

### (3) 経費報告と経理検査

委託元から国プロの実施に要した経費の支払いを受けるためには、経費を委託元に報告して委託元の検査を受ける必要があります。国プロの経費には、実際に研究に要した直接経費（人件費、物品の購入費等）を実費（利益を載せない原価）で計上します。受託者は、その費用の計上が適切であることを一円単位まで厳格に証明することになります。そのため、実施者は国プロ特有の事務処理や証憑確保のための作業も必要となります。

プロジェクト終了後には帳簿と各種証憑を提示して、経理検査を受けることになります。経理検査では、国プロの原資が税金であるため、用途や金額の妥当性について厳密に検査されます。万が一、証憑の不備（不足・矛盾）等がある場合は、当該費用を請求できないことがあります。また、委託元による検査とは別に、プロジェクト終了後5年間は会計検査院による検査も実施される可能性があります。

#### (4) 経理処理ルール

経費の計上に関しては、制度ごとに経理処理ルールが定められています。例えば、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公開している「委託事業事務処理マニュアル」<sup>1)</sup>には、「経理処理 5つの原則」として下記が示されています。

- ①経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
- ②経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。
- ③当該研究費は、他の研究費と混同しないでください。
- ④経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。
- ⑤従事日誌等は正しく記載してください。

委託元は、上記のような原則に基づき、必要な帳簿や証憑、手続き等を詳細に定めています。そして、それらの定めは委託元や制度によって異なるため、国プロを遂行するにあたっては、事務処理マニュアル等を注意深く確認する必要があります。

#### (5) 資産管理・処分

国プロでの取得資産は、原則として委託元に帰属します。受託者は、契約書等に掲げられているルールに従って、資産を管理しなければなりません。資産管理に関するルールとしては、例えば、当該国プロ以外での使用の禁止、登録場所以外での使用禁止、取得資産への識別シールの貼付、紛失・損傷時の報告等があります。

また、プロジェクト終了後も受託者が勝手に資産を処分することはできず、規定の手続きを経て、返納、貸付、簿価での買い取り、廃棄等を行うことになります。

#### (6) 不正防止・不正行為等に対する措置

研究費の不正使用の他にも、研究成果のねつ

造や改ざん等、研究活動自体にも不正が起こる可能性があります。国プロにおいても、研究活動の不正を防止するために、ガイドラインを制定するだけでなく、応募・契約条件として、事前に指定された研究倫理教育の履修や誓約書の提出等の対応を求める制度も増えてきています。

たとえ故意でなくても、経理処理が国プロのルールに反した不正なものとなり判断されたり、研究成果が不正なものであったりした場合は、費用の返還や違約金の支払いにとどまらず、新規契約の停止等の措置を受ける可能性があります。

この処分については、当該プロジェクトの委託元である省庁に限らず、他省庁からも同様の処分を下される可能性があるため、及ぼす影響はかなり大きなものとなります。そのため国プロに取り組む前に、研究員一人一人がしっかりと国プロのルールを確認しておく必要があります。

## 4. 知的財産に関する留意点

### 4.1 国プロから生じた知的財産権の帰属

従来、日本では、国プロから生じた知的財産権については国の帰属となっていました。しかし現在は、産業技術力強化法第17条により、国プロから生じた知的財産権を受託者側に帰属させることができるようになってきました。この規定は、「開発者のインセンティブを増し、国の資金による研究開発成果の普及を促進するため<sup>2)</sup>」に、米国のバイ・ドール法<sup>3)</sup>を参考として制定されたものであり、日本版バイ・ドール制度とも呼ばれています。

産業技術力強化法17条1項は、次の①～④のすべてを受託者が約する場合に、国が知的財産権<sup>4)</sup>を受託者から譲り受けないことができると規定しています。

- ①研究成果が得られた場合には、遅滞なく国にその旨を報告すること
- ②国が公共の利益のために特に必要があるとし

て求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を無償で国に許諾すること

- ③当該知的財産権を正当な理由なく相当期間活用していない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること
- ④当該知的財産権の移転又はそれを利用する権利の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、原則としてあらかじめ国の承認を受けること

2002年の政府の知的財産戦略大綱<sup>5)</sup>等でバイ・ドール制度の利用徹底がうたわれたことにより、現在、ほぼすべての国プロにおいて日本版バイ・ドール制度に基づいた運用が行われており、委託契約等に規定された条件に従って、知的財産権が受託者に帰属することとなっています。

受託者としては、国プロによって生じた知的財産権を保持するために、各制度所定の条件を遵守することが求められます。また、出願、登録、実施許諾、放棄等の場面で、制度ごとに異なる様式による報告や届出が求められますので、定められた期限内に対応できるように注意が必要です。

なお、特許庁は、国プロの成果である特許出願、実用新案出願を行うにあたって、願書に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」を記載することを求めています<sup>6)</sup>。出願の際にはあわせて留意してください。

また、プロジェクト終了後も、国プロによって生じた知的財産権の権利状況や実施状況等の調査（バイ・ドール調査）への回答を求められることがあります。例えば、NEDO委託事業では過去20年間のプロジェクトの成果に係る特許権等について、毎年、調査が行われています。

## 4. 2 知的財産マネジメント

国プロとして実施される研究開発は、その性

質上、成果を何らかの形で社会に還元することが期待されています。そのためには、研究開発成果を事業化し、広く役立てることが求められます。

知的財産権についても、科学技術イノベーション総合戦略2014<sup>7)</sup>および知的財産推進計画2014<sup>8)</sup>において、「国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から」知的財産マネジメントの在り方を検討するとされ、2015年5月に経済産業省が「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」<sup>9)</sup>（以下、「知財ガイドライン」）を取りまとめました。この知財ガイドラインの適用対象は、経済産業省およびその所管の独立行政法人（例えば、NEDO）による国プロとなっています。ただ、経済産業省は産業技術力強化法を所管する立場であり、この知財ガイドラインは多くの国プロに影響すると思われる部分について簡単に紹介します。

知財ガイドラインは、研究開発成果を最大限事業化する観点に加えて、いわゆるオープン&クローズ戦略への留意を含め、プロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントを行う観点から、知的財産マネジメント体制や研究開発成果の取扱い等を規定しています。

知財ガイドラインでは、委託者はプロジェクトごとに、研究開発プロジェクトの公募段階で知的財産マネジメントに係る基本的な方針を提示するように求めています。そして、当該方針に従ったマネジメントを実施するために、委託者はプロジェクトごとに当該プロジェクトの受託者をメンバーとする知財運営委員会の設置を検討するとしています。研究開発成果の権利化にあたっては、同委員会にて、想定されるビジネスの態様等を踏まえた研究開発成果の権利化／秘匿化等の方針を決定することになります。

また、知財ガイドラインは、複数の参加者が

いる国プロにおいて、当該国プロの実施により獲得された知的財産（「フォアグラウンドIP」）を、同じプロジェクトの他の参加者が利用しやすくするためのルールの必要性についても規定しています。すなわち、フォアグラウンドIPが他の参加者による当該プロジェクト内の研究開発の妨げにならないように取り扱いを定めること、および事業化にあたって必要となるフォアグラウンドIPを他の参加者が効率的に活用できるようあらかじめ定めることです。特に、後者についてガイドラインは、事業化を行うプロジェクト参加者が、他の参加者が保有するフォアグラウンドIPを「合理的な実施料で実施できるようにしておくことが望ましい」とし、また、フォアグラウンドIPをプロジェクト参加者以外の第三者に対して実施許諾する場合には、「プロジェクト参加者に対するフォアグラウンドIPの実施許諾の条件が、プロジェクトの参加者以外の者に対する条件よりも不利なものにならないよう、あらかじめプロジェクト参加者間で定めておくことが重要である」としています。

さらに、知財ガイドラインは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権およびプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権（合わせて「バックグラウンドIP」）についても、プロジェクト期間中およびプロジェクト終了後の取り扱いを定めておくことが重要としています。具体的には、プロジェクト期間中は「当該プロジェクト内での研究開発活動に対しては、知的財産権を行使しないことを原則とすべきである」とされ、プロジェクト終了後も「成果の事業化に必要な範囲で、当該事業化を行うプロジェクト参加者に対して、他のプロジェクト参加者が保有するバックグラウンドIPを実施許諾させること」を検討する必要があるとされています。

フォアグラウンドIPおよびバックグラウンド

IPの取り扱いについては、各社の知的財産戦略および事業戦略に影響し得るため、注意が必要です。

## 5. データマネジメント

従来、国プロではデータの取り扱いについて特に定められていませんでしたが、昨今、研究開発データの利活用を通じたビジネスの創出や競争力の強化が期待されるようになったこと等から、経済産業省は2017年12月に知財ガイドラインの別冊として「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」<sup>10</sup>（以下、「データガイドライン」）を取りまとめました。

データガイドラインでは、委託者に各研究開発プロジェクトの公募段階で、知的財産と同様に研究開発データについても、マネジメントに係る基本的な方針を提示するように求めています。プロジェクト参加者は、当該方針に基づいて、研究開発データの管理に関する計画を記載したデータマネジメントプランを委託者に提出することになります。また、研究開発データのマネジメントを適切に行うための体制整備（例えば、委員会の設置）が必要となります。

研究開発データのうち、公共性が高く広範な利活用等のために委託者が管理する必要があるデータについては、受託者は当該研究開発データを委託者に提供し、委託者がそれを自由に利活用できるようにするとされています。また、それ以外の研究開発データであって、産業競争力の確保のためにプロジェクト参加者が自ら利活用できる、あるいは他社に提供することで有用に利活用できるものについては、当該プロジェクトのデータマネジメント体制の下で適切に管理し、利活用を進めることとされています。なお、経済産業省が委託する技術に関する研究開発において取得された研究開発データであって、第三者へ提供可能な研究開発データについて、

ては、2019年3月よりナショプロデータカタログとして公表されています<sup>1)</sup>。

実施しようとする国プロにおいて、データの取り決めに関する方針や規定がある場合には、知的財産と同様にデータについても、自社の戦略と合致しているかを検討することが必要です。

## 6. おわりに

本稿では、国プロの基本的な仕組みや国プロ特有の留意点を解説しましたが、ルールや手続きは、それぞれの制度によって異なりますので、実際に国プロを遂行するにあたっては、公募要領や事務処理マニュアル等を注意深く確認し、対応するようにして下さい。

本稿で述べた通り、国プロの制度やルールは複雑で、留意すべき点も多くあります。しかし国プロは、国の資金や社外の知見を活用して、社会的に影響のある研究開発を行うことができる、自社の技術をアピールすることができる等、参加する企業や研究機関、そこに所属する研究者にとって、とても魅力のあるプロジェクトです。皆さまが国プロに対する理解を深め、積極的に国プロに参加することによって、先進的な技術の開発やイノベーションが促進され、我が国の技術、経済が更なる発展を遂げることを期待します。

### 注 記

- 1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「委託業務事務処理マニュアル（2019年度版）」p.19  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_2019.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2019.html)
- 2) 政府産業構造転換・雇用対策本部決定「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」II. 2. (2) ①（平成11年6月11日）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/990623koyou.html>
- 3) Bayh-Dole Act (Pub. L. 96-517, December 12,

1980)

- 4) ここにいう知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権をいいます（産業技術力強化法施行令2条1項）
- 5) 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」第3章1. (2) ②（2002年7月3日）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>
- 6) 特許庁「出願の手續（平成31年度版）」p.80, p.434  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/syutugan\\_tetuzuki.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/syutugan_tetuzuki.html)
- 7) 内閣府「科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～」  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2014/honbun2014.pdf>
- 8) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2014」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>
- 9) 経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/ipmanagementguideline\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/ipmanagementguideline_1.pdf)
- 10) 経済産業省「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」  
<https://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227001/20171227001-1.pdf>
- 11) 経済産業省「ナショプロデータカタログの掲載を開始します」（2019年3月19日）  
<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190319004/20190319004.html>  
経済産業省「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」  
[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/data\\_management.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_management.html)

(URL参照日は全て2020年1月8日)

(原稿受領日 2019年12月4日)